

## 平成 21 年決算特別委員会

○今林委員 生産緑地並びに新型インフルエンザと危機管理監について尋ねる。まず、生産緑地関連の 20 年度決算額は幾らか。

△農林水産局長 生産緑地関連の 20 年度決算額は、12 万円である。

○今林委員 12 万円とは何か少ないようだが、生産緑地の指定等はなかったということか。

△農林水産局長 生産緑地の指定については、20 年度の指定はない。

○今林委員 20 年度は生産緑地の指定はなかったということだが、現在の生産緑地の状況はどうなっているのか。

△農林水産局長 生産緑地の現在の指定状況については、10～12 年度の3カ年に7カ所指定している。内訳は、東区内3カ所、博多区内2カ所、南区内2カ所である。

○今林委員 現在7カ所で実施されているとのことだが、この制度は、新たな農業として、本来農業ができない市街化区域でできることから、本市の食料自給や地産地消にも貢献している。また、緑もふえることから、環境政策にも合致している。すばらしい制度だと思うが、生産緑地を指定するに当たり、条件などが厳しいという声もある。現在の7カ所は、制度を開始したときに最初に手を挙げたところであり、その後ふえていない。生産緑地制度についてももう少し詳しい説明を求める。また、制度の拡大に当たり、制約となっている点があるのか。

△農林水産局長 生産緑地制度は、生産緑地法に基づき、市街化区域内の農地を適正に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的とした制度である。本市における生産緑地の指定要件は、連続的なつながりのある土地、1地区当たりの面積が 1,000m<sup>2</sup> 以上、農業の形態が周辺環境と調和すること、緑地機能の確保など都市環境の向上に効果が期待できること、長期にわたって営農継続が可能であることとしている。なお、長期にわたっては生産緑地法において 30 年間とされている。また、制度拡大の制約については、生産緑地地区として 30 年間の営農継続を義務づけられている点が大いではないかと考えている。

○**今林委員** 30年という年数の制約も大変厳しいようだが、対象面積での問題があるのではないか。法律では対象面積は500m<sup>2</sup>以上となっているが、本市では1,000m<sup>2</sup>であり、2倍となっている。大変厳しいと思うが、この際、この基準面積の引き下げを検討してはどうか。

△**農林水産局長** 本市における現在の基準面積については、農地の持つ公益的機能を果たすためには一定規模が必要であること、営農継続には最低10aは必要であることなどの理由から、1地区当たり1,000m<sup>2</sup>以上と定めたところであるが、基準面積の問題については、今後、市街化区域内農地のあり方を検討する中で、周辺の環境や農家からの要望を踏まえて研究していきたい。

○**今林委員** 生産緑地における固定資産税の課税措置はどうなっているか。

△**財政局長** 生産緑地の指定を受けた農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税措置については、当該農地が長期にわたり農業を続けることを前提とした農地であり、建物の新築や宅地の造成等の行為を行う場合は市町村長の許可を受けなければならないなどの規制がかかっていることから、地方税法の規定により市街化調整区域の農地並みの評価を行っており、税負担は低くなっている。

○**今林委員** 固定資産税などの優遇もあり、生産緑地にはさらなる魅力があるので、もっと市民に利用しやすい制度にすべきではないかと思う。次に、生産緑地に似たものとして市民農園があるが、本市の市民農園の状況はどうなっているのか。

△**農林水産局長** 現在、本市における市民農園としては、市立のリフレッシュ農園が西区今津と博多区立花寺の2カ所、また、農家が開設している市民農園が8カ所、市民農園拡大推進事業で開設した市民農園が4カ所あり、市民の農業体験の場として利用されている。

○**今林委員** 市民農園に似たものとして家庭菜園があり、これは近年、定年後に高齢者の生きがいとして、個人で宅地などを利用してささやかに行っている農業だが、家庭菜園と市民農園の違いは何か。

△**農林水産局長** 家庭菜園と市民農園の違いは、一般的に言うと、市民農園は、農地を利用し、一般市民が農業体験を行うものであり、家庭菜園は、農地以外の宅地などを利用し、自家消費野菜などを栽培するものである。

○**今林委員** 家庭菜園は市街化区域でできる農業の手法として、生産緑地と同じ考え方ではないかと思う。生産緑地制度の解釈を拡大して、家庭菜園にも適用できないかと思うがどうか。

△**農林水産局長** 生産緑地制度は、生産緑地法に基づく制度であり、同法が都市計画において農林漁業との調整を図ることを目的としていることから、家庭菜園に拡大適用することは困難と考えている。

○**今林委員** 法律で難しいということであれば、本市独自の制度として何かできないのか。本市独自の制度を行う場合の問題点は何か。

△**農林水産局長** 家庭菜園は、健康づくりや緑の保全などに効果があると考えているが、主に自家消費野菜を小規模につくるという形態であることから、農業振興施策として家庭菜園への直接的支援策を講じることは困難と考えている。なお、野菜づくりに関する相談や指導については、現在、花畑園芸公園などで取り組んでいるが、今後もその充実に努めていきたい。

○**今林委員** 何とも冷たい答弁である。土地利用に対するいろいろな支援策として、税法上の優遇ができない場合、例えばアイランドシティの立地交付金などがある。また、新聞等で出ているが、ハウステンボスでも固定資産税相当を支援する計画もある。やろうと思えばできる支援だと思う。市民のささやかな楽しみである家庭菜園について、本市の認識はどうなっているのか。市民ニーズが多様化する現代において、特に高齢化の進む中、子どもの自立後に、余った敷地にささやかな家庭菜園を営んだり、定年後に人からわずかばかりの土地を借りて家庭菜園を行う人がふえている。自分の長年住んでいる土地だから、人に譲り渡すつもりもなく、今後家を建て増していく予定などもなく、将来に向かって家庭菜園を続けていきたいという人ばかりだと思う。一方、固定資産税の課税に当たっては、課税の基本である現況の確認を行い、現在の状況に基づいて課税を行うべきではないか。また、課税の軽減に当たり将来の担保が必要なら、何か独自の基準を決めて行うことはできないのか。ぜひ税の基本に戻って、課税の軽減をお願いする。少し気になるのは本市の認識である。家庭菜園は高齢者対策や環境政策としても有効な施策だと思うが、家庭菜園の有効性についてどのように認識しているのか。

△**財政局長** 住宅の敷地を家庭菜園として使用している場合の固定資産税等の課税については、家庭菜園は本来宅地としての財産価値を有している土地の一つの利用

形態であり、かつ、農地法の規定が及ぶ土地ではないことから、農地ではなく宅地として評価すべきものと考えている。なお、住宅が建っている敷地については、地方税法の規定により特例措置が適用されており、その同じ敷地内で家庭菜園をされているものについても、既に一定の軽減が図られていると考えている。また、家庭菜園を継続していくことが担保されれば税の軽減ができないかとの質問については、家庭菜園はあくまでも宅地としての財産価値を有している土地であり、周辺の宅地等との評価の均衡上、税の軽減はできないものと考えている。

**△保健福祉局長** 高齢者の生きがいについては、多くの高齢者が、それぞれの趣味や経験、興味に応じてさまざまな活動を行っており、家庭菜園を生かした野菜や花づくりもその一つであると考えられ、老人福祉センターで実施している園芸教室などの趣味・教養講座を通じて支援をしていきたい。

**△環境局長** 家庭菜園の緑がもたらす効果として、都市の環境にいやしや安らぎを与えることが期待されている。また、生ごみから出た堆肥が家庭菜園で活用されることで、ごみの減量も期待されることから、本市では生ごみコンポスト化の普及支援を行っている。

**○今林委員** 家庭菜園に対しては、少しは税の特例措置などもあるようだが、高齢者の生きがいづくりや地球温暖化への有効な対策、そして、市民の健康づくりや近年問題となっている廃屋対策にも有効な手段かもしれない。家庭菜園も、本人の申し出などにより面積の緩和や期間の緩和などを行い、生産緑地と同様の取り扱いができるよう要望しておく。次に、新型インフルエンザと危機管理監について尋ねる。本市における新型インフルエンザへの対応については、国・県などと連携し、市長を中心とした会議や行動計画の策定など大変精力的に行っていることに対しては評価しているが、新型インフルエンザに関連する20年度の決算の状況はどうなっているか。

**△保健福祉局長** 新型インフルエンザ関連の20年度決算額については、総額5,086万円余である。具体的な事業実施内容としては、新型インフルエンザの発生に備え、医療体制整備の一環として、発熱外来や入院協力医療機関などの医療従事者や保健所の防疫従事者が使用するガウン、ゴーグル、手袋、N95マスクなどの感染防護具や予防用の抗インフルエンザウイルス薬などの医療資材の備蓄を行うとともに、啓発パンフレットを購入している。

**△消防局長** 消防局の新型インフルエンザに関連する 20 年度決算額については、総額 4,002 万円余である。救急隊員等への新型インフルエンザ感染防止のため、隊員が使用する感染防止衣、N95 マスク、ゴーグル、手袋などの感染防止資器材や消毒薬剤などを備蓄している。

**○今林委員** 今後変異することも予想されるので、十分な対応をお願いします。しかし、本市はまだまだ災害に対する認識が甘いのではないか。防災・危機管理として執行された 20 年度決算額は幾らか。特に西方沖地震以後の傾向はどうなっているのか。

**△市民局長** 西方沖地震以後の防災・危機管理に関する決算額の推移は、17 年度 1 億 2,749 万 8,000 円、18 年度 1 億 3,955 万 5,000 円、19 年度 1 億 3,562 万 4,000 円、20 年度 3 億 4,508 万 7,000 円である。

**○今林委員** 防災・危機管理については、20 年度に危機管理監の創設や組織体制を 10 人から 15 人に充実し、また、予算もふえている。一生懸命に取り組まれていると思うが、果たしてうまく機能しているか疑問である。新型インフルエンザも災害の一つだと思うが、今のインフルエンザの質問に対して、危機管理担当ではなく、関係局がそれぞれ答弁している。縦割り行政の弊害が起きており、災害などに対応できない組織になっていないかと心配である。危機管理監という名ばかりのポストよりも、危機管理局として各局の予算なども統括するぐらいの組織で対応したほうがよいと思うが、インフルエンザ対策本部会議の構成メンバーはどうなっているのか。

**△市民局長** 新型インフルエンザ対策本部会議は、市長、危機管理監、副市長、水道事業管理者、交通事業管理者、教育長、局長、区長、会計管理者、人事委員会事務局長、監査事務局長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、市長室長、報道担当部長の計 32 人で構成している。

**○今林委員** 市長は関連する会議に参加しているのか。

**△市民局長** 新型インフルエンザ対策本部会議については、その全部に出席している。事案の状況に応じて関係部局のみを集めて開催する新型インフルエンザ対策本部連絡調整会議については、そのほとんどに出席している。

**○今林委員** 新型インフルエンザ発生後の市長の出席状況はどうか。

**△市民局長** 市内で発生後に開催した新型インフルエンザ対策本部会議や連絡調整会議については、すべて出席している。

**○今林委員** 対策本部会議と連絡調整会議と二つあるが、重要度が同じなのかどうかよくわからないし、また、最終的に決定権を有する市長がすべての会議に参加するのであれば、危機管理監や組織の必要性を疑問視せざるを得ない。機構整備により 20 年度から副市長級として危機管理監を配置しているが、今回の新型インフルエンザを例に、危機管理監が果たした役割の説明を求める。

**△市民局長** 危機管理監は、実際の事案に対し市長を補佐して対応するとともに、事前対策を準備したり、事案対応が終了した後の検証・改善を大きな役割としている。今回の新型インフルエンザでは、事前対策として、昨年8月に危機管理監を議長とした福岡市新型インフルエンザ対策連絡会議を設置し、新型インフルエンザの発生に備えた行動計画の策定などに取り組み、ことし2月に福岡市新型インフルエンザ対策行動計画を策定している。新型インフルエンザの発生以降は、同行動計画に基づき、市長を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置して対応しており、危機管理監は対策本部会議や連絡調整会議において対策本部長である市長を補佐するほか、これまでの対応を踏まえた新型インフルエンザ対策行動マニュアルの策定や行政サービスを維持するための新型インフルエンザ対策業務継続計画の策定などについて、全局、区、室を一元管理して対応している。

**○今林委員** 危機管理監は対策本部会議や連絡調整会議での補佐役・調整役という説明であるが、市長がすべての会議に参加していることや、危機管理監が事務方で専門性がないこと、また、従前の副市長の役割を考えると、危機管理監の必要性についてますます疑問が生じる。21 年度は、7月には記録的豪雨による災害などもあり、本市での危機管理を問われる重要な1年になると思う。危機管理監を設置した本市として、もっと具体的に危機管理監にしかできなかったことがあるのではないかと思うがどうか。

**△市民局長** 今回の新型インフルエンザや7月の豪雨災害の対応では、全庁挙げての対応が必要となったが、その中で、危機管理監は市長を補佐し、全庁的な総合調整を行い、各局間の連携強化を図るなどの対策を行った。特に、今回の豪雨災害については、危機管理監として職員の連絡体制の強化や対応可能な人員の確保を図ることなど初動態勢の点検を行うとともに、風水害のさらなる体制強化に

ついて各局へ指示するなど、市全体としての復旧対応や防災機能の強化に当たっている。

○今林委員 6月議会前に、公共施設にアルコール消毒液を設置してはどうかとアドバイスをしたが、断られた理由は言わないが、当初はいとも簡単に断られ、最終的には2カ月後の8月に配備されている。弱毒性だったので特に問題視はしなかったが、2カ月間、防災体制の不備があったと思う。設置までにどのような状況の変化があり、意思決定まで2カ月間に、何に時間がかかり、判断ができずに設置がおくれたのか。少しお粗末過ぎる気がするのだが、このことについてはだれがいつ判断して設置に至ったのか。

△市民局長 消毒液の公共施設への設置については、8月21日に国からインフルエンザが流行シーズンに入ったとの見解が示されたことなどを受け、8月24日に市長も出席した新型インフルエンザ対策本部連絡調整会議において、市民に対する感染防止を啓発をするために設置を決定している。今後は、今回の経験を踏まえ、市民の安全安心を確保するため、より効果的な対応に努めていく。

○今林委員 6月ごろは消毒液が既に民間では当たり前のように設置されている状況であり、後手後手に見えて、少し危機意識に欠けているような気がする。対策本部会議が6～8月までに何回開催されたか知らないが、消毒液の設置について、国からの連絡があるまで独自の判断をせず、何もしなかったことは少し情けない気がする。そのような名ばかりの組織や危機管理監は不要ではないかと思うが、所見を再度伺う。

△市民局長 危機管理監は、災害やテロなどの非常時はもとより、平常時においても、危機の発生に備えた事前対策の検討など、全局の危機管理を統括し、市長の補佐を行っている。また、危機管理監が設置されたことにより、全庁的な指揮命令や総合調整が可能となり、非常時の情報の一元的な収集や迅速かつ的確な指示、伝達が可能となっていることから、危機管理監は重要な役割を果たしていると考えている。

○今林委員 今の答弁では、副市長の肩書きでもできると思う。副市長と危機管理監の違いは何なのか。誤解のないようお願いするが、危機管理監をされている高田副市長が悪いとかという批判をしているわけではない。組織として副市長級の危機管理監に意味があるのかと思っているのである。次に、今回の新型インフルエンザへの対応で、細かいところで各局においてばらばらの点があったと思うの

で、そのことについて尋ねる。まず、学校の対応について、教育委員会事務局から学校に対して、今回の新型が季節性と変わらないこと、また、弱毒性などから、学級閉鎖や休校などの基準の見直しなどを通知しているが、具体的にどのような基準なのか。

**△教育長** 臨時休業の基準については、2学期当初は同一学級に2人以上の患者が発生した場合に学級閉鎖としていたが、その後の患者の発生状況等を踏まえて、9月7日から、インフルエンザ患者もしくは疑われる症状のある者の欠席者が学級で2割以上となると学級閉鎖としている。また、原則として予防的な学年閉鎖、休校は行わないが、学級や学年を超えて、その大半に感染拡大が認められた場合には別途判断することとしている。

**○今林委員** この基準は、市民局所管の公民館で行っている子ども対象の主催事業と連携した対応となっていると地域から聞いているが、こども未来局所管の留守家庭子ども会も同じように連携しているのか。

**△こども未来局長** 留守家庭子ども会での新型インフルエンザへの対応については、学校の対応と不整合が生じないよう、一体的な対応を行うこととしている。具体的には、留守家庭子ども会は原則として開会し、学級閉鎖を含め、出席停止となった児童以外は利用できることとしている。

**○今林委員** 運動会や修学旅行などの実施について、基準はどうなっているのか。だれがどのような基準で判断をするのか。

**△教育長** 運動会や修学旅行など集団で実施する学校行事については、学校長が児童生徒の罹患状況の推移や学級閉鎖の状況を考慮した上で、教育委員会と協議し、最終的に判断している。

**○今林委員** 本市では、学校の運動会は春と秋に分かれ、秋の運動会は去る10月4日に集中していると思うが、10月4日の運動会を開催した学校数と、中止または延期した学校数は幾らか。また、中止または延期した理由は何か。

**△教育長** 10月4日に運動会を開催した学校数は、小学校25校、特別支援学校1校、幼稚園1園である。中止した学校はないが、延期した学校は小学校が1校である。延期した理由は、3年生の1学級が学級閉鎖になり、学校長が競技等の練習や児童の体力を考慮して、無理であると判断したため延期している。

○**今林委員** 危機管理組織を統括している市民局に、今回の新型インフルエンザでの集会やスポーツ大会に対する基本的な考え方を尋ねる。

△**市民局長** 集会、スポーツ大会などの開催については、一律の自粛要請は行わないが、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請するという国の基本的対処方針が示されており、本市としてもこの方針に基づいて対応してきている。

○**今林委員** 対策本部会議は、集会、スポーツ大会については一律に中止しないという基本方針を教育委員会に指導したのか。また、そのことを学校に伝えたのか。

△**市民局長** 集会、スポーツ大会に関する一律の自粛要請は行わないという本市の方針については、教育委員会も構成メンバーとなっている新型インフルエンザ対策本部会議の中で全庁的に情報共有を行っている。

△**教育長** 集団的な催しに関しては、5月18日付の文書で、運動会や修学旅行などの学校行事については一律に自粛を求めない旨を通知している。その後も、通知文書や校長園長連絡会などの機会をとらえて、これまでと同じように対応していくことを説明している。

○**今林委員** 5月ということで、随分前の話である。私の地域でも10月4日に小学校の運動会が開催されたが、延期した近隣の学校もある中で、学校長の判断は大変難しかったと思う。学校長は、教育委員会には毎日毎日インフルエンザの報告はしているものの、逆に教育委員会からの情報提供はなく、近隣の学校との情報交換しか運動会を判断する材料がないということであった。教育委員会から何か指示はないのかと問い合わせたところ、ありませんということで、困った様子であった。最終的に学校長に判断させるのならば、各学校にインフルエンザの情報提供を行うべきと思うがどうか。

△**教育長** 学校への情報提供については、これまでも通知文書や校長園長連絡会などでインフルエンザの発生状況などの情報提供を行っているほか、個別に相談があった場合には、他校における発生状況や行事の実施状況について情報提供を行っている

○**今林委員** 教育委員会事務局と学校、情報を提供する側と情報を受ける側で少し温度差がある。また、双方の認識として、スポーツ大会と運動会とが何か結びつかない

たのかもしれないが、教育委員会としてはもっと親身なサポートが必要だと思うがどうか。

**△教育長** 教育委員会としても、これまで必要に応じて情報提供を行ってきたが、今後の流行の拡大を見据えると、学校の教職員一人一人が正確な情報に基づいて行動することがますます重要になってくるので、今後とも、これまで以上に学校に対して迅速に正確な情報提供ができるよう工夫を行っていく。

**○今林委員** 次に、校区の運動会について尋ねる。運動会を実施しない校区もあるが、私の地域では、学校の運動会の翌週に校区の運動会がいつも開催されているのだが、今回、学校の運動会は開催されて、校区の運動会が中止となっている。インフルエンザがひどくなったとか、状況の変化があればわかるのだが、状況が変わらないまま、学校の運動会が開催され、翌週の校区の運動会が中止となるといった、住民にとって大変わかりにくい状況が起きている。校区の運動会の開催の決定については、各校区の自主判断に任せているため、学校と校区がおのおの判断した結果だと思うが、本市として運動会の開催に関連して学校や校区に対して文書等を発信したことがあるのか。

**△市民局長** 校区の運動会の開催に関して、文書による通知は特に行っていない。

**△教育長** 運動会の開催に関する文書等については、運動会や修学旅行などの学校行事については一律に自粛を求めない旨を通知しているが、運動会に限定した通知は行っていない。

**○今林委員** 自治協議会長の話では、運動会などについての本市の方針の通知は全くなかったということである。対策本部会議の基本方針である、集会、スポーツ大会は一律に中止しないという方針が区役所と共有されていたのか疑問である。ここで言いたいのは、行政は何をすべきかということである。常々、地域の独自性や自立は、まず行政の土台があった上で、地域ごとに異なることについて、おのおの判断することが独自性だと思っている。あくまでも全体的なことを決めて指導するのは行政だと思う。特に人の生命や財産にかかわるようなものは、行政で判断もしくは基準をつくるべきだと思うがどうか。

**△市民局長** 人命にかかわるようなものについては行政で基準をつくるべきという意見については、全くそのとおりであると思っている。今回の新型インフルエンザについては、基礎疾患を有する者を中心に重篤化する傾向が見られ、注意を要するもの

の、適切な治療を早期に受けることにより、多くの人が順調に回復している。このため、国において、集会、スポーツ大会などの開催について一律の自粛要請は行わないという基本的対処方針が示されたものであり、本市としてもこの方針に基づき対応してきたところである。

○**今林委員** 自治協議会長の判断については、地域内や他の校区からも決定に対する疑問の声が上がったようだが、会長は「校区のことは校区で決めます。中止の責任は、自治協議会の会長として、私がとります。しかし、私が判断できる情報の限りの中で、今回は人の命を優先し、命が大事だと思い判断した。皆さんにわかっただけなくてもよい」と言っていた。少なくとも本市は、スポーツ大会は実施するという方針に基づいて、運動会も実施の方向でという情報を発信し、これが市民に届いていれば、少しは柔軟な対応も考えられたかもしれない。今回のインフルエンザ対策でわかったことは、市民局と教育委員会、そして区役所での対応が異なっているということである。このような縦割りの問題を解決していくのが本来の対策本部会議だと思う。そして、危機管理監はその中心となるべきものである。危機管理監の役割について再度尋ねて、質問を終わる。

△**高田副市長** 今回の新型インフルエンザの対策については、先ほどから局長が答弁しているように、昨年8月に私が議長を務める福岡市新型インフルエンザ対策連絡会議を設置し、本年2月に福岡市新型インフルエンザ対策行動計画を作成したところである。また、本年4月の新型インフルエンザ発生以後は、この行動計画に基づき、市長を本部長とした福岡市新型インフルエンザ対策本部を設置し、国の方針や県との調整を図りながら柔軟に対応してきたところである。この新型インフルエンザ対策については、指摘のとおり全庁的な対応が重要であると認識しており、そのような視点で、各局に指示し、対策を行ってきたところである。危機管理監が設置されたこの1年半での対応について、危機管理の対処に当たっては、市民の安全安心を第一義に据えて取り組みを行う必要がある一方で、対処の事案によっては、市民の日常生活や経済活動への制約を含む事案もあることから、その内容、規模、実施時期等について大変悩ましい要素も含んでいる。しかしながら、先ほどからの指摘も踏まえ、今後とも、市民の安全安心を確保するため、危機管理監としての責務を果たすとともに、全庁一体となった防災・危機管理体制の強化を図っていきたい。